最終更新日：2018年8月10日
イーレックス株式会社
代表取締役社長　本名均
問合せ先：IR広報室　03-3243-1167
証券コード：9517
http://www.erex.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性及び健全性の確保並びにコンプライアンスの徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うことを基本方針としております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

a．補充原則１－２－４　議決権の電子行使
当社は、当社の株主構成等を鑑みて現在のところ会社法上の電子投票制度の採用及び議決権電子行使プラットフォームへの参加は行っておりませんが、これらの制度の採否については、今後株主の皆様のご要望等を参考にし、費用面・効率面についても勘案したうえで引き続き検討して参ります。また招集通知の英訳については同様に現在のところ作成を予定しておりませんが、当社外国人株主数の状況を踏まえて適切に対応してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

a.原則１－４
1.政策保有に関する方針
現時点で当社グループが保有する政策保有目的の上場株式はございません。但し当社が取り組んでいるバイオマス発電事業、電力小売事業、燃料調達事業においてはいずれも今までにない革新が求められる事業であり、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化を目的として他社の上場株式を取得・保有することがあります。
2.議決権行使に関する基準
今後、政策保有株式を保有した場合、投資先企業においては短期的な株主利益を追求するのではなく、中長期的な株主価値の向上を重視した経営がなされるべきと考えており、この観点から行使内容を判断いたします。

b.原則１－７
関連当事者間の取引に関する手続
当社では、「取締役会規則」において、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合は、取締役会決議の承認を必要とする旨を定めております。個別の取引条件については、市場価格等を勘案して合理的に決定しており、他の一般取引と同様、交渉のうえ決定しています。

c.原則３－１（ⅰ）
1.経営理念
当社の経営理念は当社のWebサイトにて公開しております。
https://www.erex.co.jp/company/concept/

2.経営戦略・経営計画
当社の中期経営計画は、当社のWebサイトにて公開しております。
https://www.erex.co.jp/ir/（平成30年５月30日　2018年３月期　決算補足説明資料内　『中期経営計画』）

d.原則３－１（ⅱ）　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書Ⅰの1「基本的な考え方」をご参照ください。コーポレート・ガバナンスに関する基本方針については、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」において定めておりますので、当社のWebサイトをご参照ください。
http://www.erex.co.jp/ir/

e.原則３－１（ⅲ）　取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
取締役の報酬については株主総会の決議による報酬総額の限度内で、個々の実績や業績、経済情勢等を総合的に勘案する方針の下、役位・職責に応じた報酬額を社外取締役が出席する取締役会にて決定することとしております。

f.原則３－１（ⅳ）　経営陣幹部並びに取締役及び監査役候補の指名に係る方針・手続
代表取締役社長が、経営陣幹部及び取締役・監査役候補として、これまでの業績、人格、識見等を判断し、さらに高い倫理観を有しその職責を全うするに相応しいと判断される人物を人選の上、社外取締役が出席する取締役会にて、経営陣幹部及び取締役・監査役候補を決定することとしております。また良質な企業統治体制の実現に向け、監査役候補者については公正不偏かつ独立した立場で取締役の職務の執行を監査し、その職責を果たせるか否かも勘案の上、監査役会の同意を得た上で人選を行っております。

g.原則３－１（ⅴ）　取締役・監査役候補の個々の指名にあたっての説明
社外取締役及び社外監査役候補者については、株主総会招集通知参考書類に選任理由を記載しております。それ以外の取締役及び監査役候補者については、上記の指名に係る方針に合致し、かつ当社の事業・業務に広く精通し、複数の事業や本社機能を俯瞰した実効的な判断ができる者として指名しております。

h.補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲の概要
法令及び定款の規定により取締役会選決事項とされている事項並びに重要な経営方針・戦略の決定その他重要な業務執行として取締役会決議事項とすることが適当と考えられる事項を除いて、各種業務執行関する決定を「職務権限規程」に基づき、経営会議、代表取締役及び各業務執行取締役に権限移譲しております。

i.原則４－８　独立社外取締役の有効な活用
当社の取締役会は10名の取締役で構成され、うち３名が、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する社外役員の独立性基準を満たす独立社外取締役であります。

j.原則４－９　独立性判断基準
当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する社外役員の独立性基準を満たすか否かを確認し、独立性を判断しております。社外役員の独立性基準については当社のWebサイトにて公開しております。
https://www.erex.co.jp/ir/governance _ outside.html

k.補充原則４－11－１　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社では、現在10名の取締役を選任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。またその内訳は、当社グループにおける各事業に関する深い知見を持つ取締役及び独立した客観的立場から監督を行う社外取締役からなり、専門知識・経験等のバックグラウンドの異なる多様な役員で構成されております。

l.補充原則４－11－２　取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況
取締役・監査役の兼任状況については、当社のWebサイトに掲載しております「第20期定時株主総会招集ご通知」１４頁「会社役員の状況」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。
http://www.erex.co.jp/ir/

m.補充原則４－11－３　取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要
当社は継続的に取締役会の実効性を高めるため、取締役会の開催状況及び取締役会の都度、取締役・監査役から出された意見を基に取締役会の構成・運営に関する評価を行っております。その結果、現在の当社の取締役会は、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が認められる状況にあるとの結論に至りました。その主な理由は以下のとおりです。
1.原則月1回以上開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議している。
2.事前に資料を配布又は説明の上、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について必要な検討を行っている。
3.管理・営業・電源開発等の様々な経験を持つ取締役及び企業経営に関する豊富な経験・知識を持つ社外取締役により経営課題を多角的な視点から検討している。
4.決議した案件の経過・結果の報告が行われ、取締役の職務執行状況を監督している。

n.補充原則４－14－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
取締役・監査役には、就任時及び就任後、その役割や責務（法的責任を含む）を果たすための知識習得を目的として顧問弁護士等による研修を行っており、さらに必要に応じて外部団体が主催するセミナー等へ積極的に参加する等、取締役・監査役としての資質を磨く機会を提供しております。また社外取締役・社外監査役には、別途発電所見学をはじめ、当社グループの事業・財務・組織等に関する理解を深める機会を提供しております。なお、これらに必要となる費用は当社が負担しております。

o.原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針
当社は、以下の各方針に基づき、代表取締役自らが積極的に投資家・株主との対話に臨み、経営戦略・事業戦略・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR（インベスター・リレーションズ）活動を展開しております。
(i) 株主との対話全般について担当取締役が統括する体制とし、株主の皆様との建設的な対話が実現する様にしております。
(ii) 情報の収集および管理、開示を統括する責任者およびそれらを実施する担当者を設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正・適正に情報開示を行っております。
(iii) 第2四半期決算および本決算の公表時には決算説明会を開催するとともに、個人投資家説明会の実施、「株主通信」の発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めております。
(iv) 経営に株主意見を反映するため、株主の皆様からの要望や意見、問題意識を取締役会へ定期的また必要に応じて報告し、企業価値の向上に役立てております。
(v) 株主との対話に際しては、ディスクロージャーポリシーを定め、インサイダー情報の漏洩防止、フェアディスクロージャーに努めております。

〈ご参考〉
当社当社のWebサイトの「IRライブラリー」では、次の資料を含め、各種IR情報を掲載していますので、ご参照ください。
https://www.erex.co.jp/ir/library
・決算説明会資料
・決算短信
・有価証券報告書・四半期報告書
・株主通信
・株主総会招集通知
〈IR活動実績〉（2017年４月～2018年３月）
・個人投資家説明会2回
・決算説明会1回・株主総会1回

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
KISCO株式会社	4,658,976	9.17
上田八木短資株式会社	3,435,000	6.76
阪和興業株式会社	3,249,000	6.39
CBC株式会社	2,422,278	4.76
太平洋セメント株式会社	2,190,000	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,055,600	4.04
第一リアルター株式会社	1,408,000	2.77
Nittan Capital Company Limited	1,279,700	2.51
株式会社光通信	1,173,900	2.31
有限会社ダブリュウ、アイ、テイ、ビル	1,125,000	2.21

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記 [大株主の状況] は、平成30年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　信	他の会社の出身者							△				
守田　道明	他の会社の出身者							△				
安永　崇伸	その他								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　信	○	社外取締役である田村　信氏が代表取締役を務める株式会社四条は過去、当社主要株主であった四条2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員でした。	社外取締役 田村　信氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、長年の証券業界における経験に基づく高い見識と、経営全般にわたる幅広い知見から、当社グループの経営戦略に客観的見地から有益な助言を期待できると判断し、選任しております。

守田　道明	○	社外取締役である守田道明氏が顧問を務める、上田八木短資株式会社は過去、当社の主要株主でした。	社外取締役 守田道明氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、長年の金融業界における経験に基づく高い見識と、経営全般にわたる幅広い知見から、当社グループの経営戦略に客観的見地から有益な助言を期待できると判断し、選任しております。
安永　崇伸	○	社外取締役である安永崇伸氏は、株式会社エネルギー政策研究所の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社にアドバイザリー業務を委託しております。当該業務の対価は、同社の当該事業年度の売上高に比して僅少であり、当社においても極めて僅少であることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役 安永崇伸氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、経済産業省におけるエネルギー分野に関する長年の経験から同分野に係る高い識見を有するため、当社グループの経営戦略に客観的見地から有益な助言を期待できると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査を担当する内部監査室は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。
また、内部監査室及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立木　恒雄	他の会社の出身者									△	△			
長内　透	他の会社の出身者									△				
山田　真	他の会社の出身者									△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立木　恒雄	○	社外監査役である立木恒雄氏は過去、阪和興業株式会社の執行役員でした。当社の発電子会社は、同社と燃料購入に係る取引がありますが、当該燃料購入価額は、同社の当該事業年度の売上高に比して僅少であり、当社連結売上高においても同様に僅少であることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外監査役 立木恒雄氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、商社における経営者としての経験及び燃料分野における幅広い識見を有するため、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。
長内　透	○	社外監査役である長内 透氏が取締役を務める日短キャピタルグループ株式会社は過去、当社の主要株主であったNittan Capital Company Limitedの親会社です。	社外監査役 長内 透氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、金融会社において長年にわたり財務及び会計に関する業務に携わり、さらに企業経営者としての豊富な経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。
山田　真	○	社外監査役である山田　真氏が取締役を務める上田八木短資株式会社は過去、当社の主要株主でした。	社外監査役 山田　真氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、金融会社において長年にわたり財務、会計及び総務に関する業務に携わり、さらに企業経営者としての豊富な経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

上場時の社内取締役及び従業員並びに子会社の社内取締役及び従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。
また、常勤取締役に関しては、中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的として、業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度導入の目的に照らし、社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員を対象に、発行時点の時価を基準として権利行使価額を決定する通常型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期において当社の取締役および監査役に支払った報酬の額は、取締役に対し276百万円(うち社外取締役30百万円)、監査役に対し17百万円(うち社外監査役17百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会において決議された限度額(年額400百万円以内。但し使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の範囲内において、取締役会が経営環境及び個々の取締役の業績への貢献実績に応じて、事業年度ごとに報酬額を決定することを基本方針としております。
平成28年度から導入した業績連動型株式報酬は、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的としており、各事業年度の業績目標の達成度等に応じて取締役等(社外取締役を除く)に当社株式を支給する制度であります。株式支給基準については、社内規程に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、各部門が職務執行に関する情報について適時提供する体制を取っております。また取締役会に際しては経営判断に対する監督・助言に資するため、予め取締役会事務局より社外役員宛に議案・資料等が通知されております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
渡邊　博	相談役	現経営陣に対する助言	常勤・報酬有り	2018/6/22	原則2年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項 更新

相談役は、長年、経営に携わってきた経験や知識に基づき、当社の求めに応じて助言を行うことはありますが、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会は、社外取締役3名を含む10名で構成され、経営に関する重要事項の審議決定と業務執行状況の報告を受けております。
2. 経営会議は、代表取締役、業務執行取締役及び常勤監査役ならびに社長が指名する者で構成され、経営戦略に関する事項及び取締役会に付議する重要事項等について適宜審議を行っております。
3. 監査役会は、社外監査役3名で構成されています。常勤監査役は、経営会議に出席し審議事項の報告を受けるほか、非常勤監査役と共に当社の意思決定機関である取締役会に出席し、取締役の業務執行状況や財政状況を監査しております。
4. 監査役会は、定期的に開催し監査計画立案及び監査職務分担等の監査に関する重要事項について協議・決議を行っております。
5. 社外取締役には、独立の立場から、他の取締役の業務執行状況や財務状況を監督することを期待しております。

6. 会計監査人としてPwcあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、通常の会計監査に加え各種助言を受けております。
7. 監査部を設置し、当社各部門及び子会社に対する定例及び特命監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社において、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの機関は、その法律上の機能を十分に果たしております。これに加えて、常勤取締役及び部門長から選定されたメンバーによる経営会議を定期的に開催し、迅速な意思決定を実現しております。
以上のとおり経営上の意思決定、執行及び監督に係る体制として適切であることから、当社は現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送法定期限の1営業日前に発送しております。また、発送に先立ち当社Webサイトにて公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席いただけるように集中日を避けて開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主にIR担当役員が説明者となり、年2回程度、各地で開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストおよび機関投資家約200 名を対象として、半期に1度開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家を対象としてテレフォンカンファレンスを四半期決算毎に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、会社説明会資料、株主総会招集通知、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動憲章」「行動規範」を定め、法令遵守はもとより社会的責任に係る企業倫理、社内規程に基づいた企業行動の徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	大分県佐伯市所在の佐伯発電所において、周辺の高校生・小学生の社会科見学受入れ、祭事への出資、また商工会出席を通じた地元活性化への助力などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	一般株主を含む株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対し「会社法」、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」その他関連法規等を遵守し、適時・適宜に企業情報を公平に開示することを基本方針としています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1） 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、当社及びその子会社から成る企業集団の内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識します。

（2） 内部統制システムの整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社の取締役及び使用人は、「行動憲章」及び「行動規範」をすべての行動の原点とし、「社員は、絶え間ない挑戦と自らの強みを活かし、企業の発展を促し、社会の生活向上に貢献します。」という経営理念のもと、高い倫理観をもって、すべての法令を遵守するとともに、自らを律し社会的良識をもって社会貢献し、コンプライアンス体制の充実に努めるものとします。

(ii) 当社の取締役及び使用人は、取締役会規程その他関連規程に基づき、法令・定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、監査役及び管理担当役員がその状況を監査します。

イ．「監査役会規則」を定め、取締役の職務の執行に関する体制として、監査役は、取締役の業務執行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

ロ．「内部監査規程」を定め、使用人の職務の執行に関する体制として、監査部は、法令、定款、その他社内規程に基づく業務の遂行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

(iii) 当社は、「内部通報規程」を定め、社内における不正行為等を早期に発見して、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。

(iv) 当社は、外部法律事務所と契約することにより、随時法律相談可能な体制を整え、コンプライアンスの確保を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報について、「インサイダー情報管理規程」、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」、「個人情報保護規程」、「秘密情報保護規程」を定め、法令並びに社内規程に基づき適切に保存、管理を行う体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令・企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

(ii) 当社は (i) を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社が重要事項を行う場合には当社に報告することを、求めるものとします。

(ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社の子会社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令・企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

ロ．イ．を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

(iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社は、その取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、3ヶ月に1回以上の定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

(iv) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人は、当社が定めた「関係会社管理規程」に従い、重要事項の報告義務を有しており、当社は子会社の業務の適正性を確保するための措置を講じております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置することとしております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社の代表取締役社長その他の取締役は、監査役による監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査役の職務を補助すべき使用人の重要性と有用性を十分に理解するものとします。

8. 当社及びその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 当社及びその子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに監査役に報告します。

(ii) 当社の監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役及び使用人からの説明を求めます。

(iii) 当社及びその子会社の使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに管理担当役員に報告します。また、報告を受けた管理担当役員は、(i) に従い、速やかに監査役に報告します。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項 (i) から (iii) までに規定する報告をした者は、当該報告を理由として、不利な取り扱いを受けないこととします。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社において速やかに処理することとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(i) 監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行います。
(ii) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求めます。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。
(i) 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「監査部」を設置し、監査部に内部統制システムの構築及び運用を行うために必要な業務を遂行させます。
(ii) 内部統制システムと金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動憲章」、「行動規範」に反社会的勢力の排除に向けた姿勢を規定し、以下のとおり行動します。
(1) 私たちは、反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。
(2) 当社の役員・社員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与しません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

